

令和2年7月豪雨災害の義援金受付を開始します

令和2年7月豪雨により、九州を中心に甚大な被害が出ています。この災害で被災された方々を支援するため、義援金を受け付けます。

※義援金は、日本赤十字社を通じて被災された方々にお届けする予定です。お届け先の指定はできません。

○受付期間

令和2年7月17日（金）から9月16日（水）まで

○義援金箱設置場所

- ▽市役所本庁舎・総合案内
- ▽大島行政センター
- ▽宗像ユリックス
- ▽海の道むなかた館
- ▽各地区コミュニティ・センター（大島地区を除く）

○受付時間

各施設の開館時間内

○預り証の発行

災害に係る義援金について二千元を超える寄附をされた場合、所得の控除が受けられる場合があります。

控除を受けるには、市が発行する預り証が必要になりますので、市役所（総務課）、大島行政センター、宗像ユリックス又は海の道むなかた館に、義援金をご持参いただきますようお願いいたします。

なお、既にご寄附いただいた義援金については、金額の確認ができませんので預り証の発行はできません。

寄附金控除について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

○問い合わせ先

総務課 電話 0940-36-1272 F A X 0940-37-1242